道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、 道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四十二号)の施行に伴い、及び道路交通法

(昭和三十五年法律第百五号) の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令 (昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号イ中「十分の一」を「十分の二」に改め、 同号口中 「自動車 - の幅」 の 下 に 「にその幅 \mathcal{O}

十分の二の幅を加えたもの」を加え、同条第四号ロ中「はみ出さないこと(」を

「自動車の幅の十分の一の

幅(」に、「を超えてはみ出さないこと。)」を「)を超えてはみ出さないこと」に改める。

第二十六条の二第一号中「旅客自動車運送事業」の下に「(以下「旅客自動車運送事業」という。)」を

加える。

第三十二条の二第一項中 「自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の」を「次の各号に掲げる者の区

分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

第三十二条の七第一号に掲げる者に該当して大型自動車免許を受けた者で二十一歳に満たないもの又

は第三十四条第一項に規定する者に該当して大型自動車免許を受けた者 自衛隊用自動車で自衛官が運

転するもの以外の大型自動車

前号に掲げる者以外の者 第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの **(緊**

急用務のための大型自動車 の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格し

た者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する大型自動

第三十二条の二第二項を次のように改める。

る中型自動車とする。

2

法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、

次の各号に掲げる者の区分に応じ、

当該各号に定め

重

前項第一号に掲げる者であつて二十歳に満たないもの 自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外

の中型自動車

前号に掲げる者以外の者 第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの **(緊**

急用務のため の中型自動 車 の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格し

た者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する中型自動車

第三十二条の二第三項中「もの」の下に「(緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定め

るところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転する

ものを除く。)」を加える。

第三十二条の三を次のように改める。

第三十二条の三 法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 当

(中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車)

該各号に定める中型自動車とする。

第三十二条の八第一号に掲げる者又は第三十四条第三項に規定する者に該当して中型自動車免許を受

けた者で二十歳に満たないもの 前条第二項第一号に定める中型自動車

前号に掲げる者以外の者 前条第二項第二号に定める中型自

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、 前条第三項に規定する準中型自動車とする。

第三十二条の三の二第一項中 「前条第二項」を「第三十二条の二第三項」に改める。

第三十二条の七の見出し中「で大型自動車免許等」を「から大型免許等」に改め、 同条中 「及び第二項

の」を「の十九歳から大型自動車免許を受けることができる政令で定める者及び同条第二項の十九歳から大

型自動車仮運転免許を受けることができる」に、 「自衛官」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を

加える。

一自衛官

大型自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるとこ

ろにより指定した課程により行うものを修了した者(第三十四条第十一項各号に掲げる者を除く。)

第三十二条の七の次に次の一条を加える。

(十九歳から中型免許等を受けることができる者)

第三十二条の八 法第八十八条第一項第一号の十九歳から中型自動車免許を受けることができる政令で定め

る者及び同条第二項の十九歳から中型自動車仮運転免許を受けることができる政令で定める者は、 次に掲

げる者とする。

一自衛官

中型自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるとこ

ろにより指定した課程により行うものを修了した者(第三十四条第十一項各号に掲げる者を除く。)

第三十三条の二第四項第一号中「とする」の下に「法第百三条第一項、第二項又は第四項の規定による」

を加え、同項第二号中「第百三条第四項」の下に「、法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」

「とする」の下に 「法第百三条第一項、 第二項又は第四項の規定による」を加える。

第三十三条の二の二第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十三条の六第一項第一号イ中「に掲げる」を「の①から③までに掲げる」に、

「それぞれ次」を

当

該①から③まで」に改め、 同号ニ及びホ、 同項第二号イからハまで並びに同条第四項第一号イ中 「に掲げ

る」を「の①又は②に掲げる」に、「それぞれ次」を「当該①又は②」に改め、同条を第三十三条の五の三

こし、同条の次に次の一条を加える。

(申請による免許の条件の付与等の基準)

第三十三条の六 法第九十一条の二第二項の規定による免許の条件の付与及び変更は、 同条第一項の規定に

よる申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

次の表の上欄に掲げる種類の免許を受けており、 かつ、当該免許について当該申請に係る条件を付さ

れていない場合において、当該免許の種類ごとに同表の下欄に定める種類の免許についてのみ条件の付

与の申請をしたとき。

受けている免許の種類	与の申請に係る免許
大型自動車免許	中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動
	車免許又は原動機付自転車免許
中型自動車免許	準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機
	付自転車免許
準中型自動車免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
普通自動車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型特殊自動車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
大型自動車第二種免許	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免

牽引免許	牽引第二種免許
大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	大型特殊自動車第二種免許
普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	普通自動車第二種免許
車免許、原動機付自転車免許又は普通自動車第二種免許	
中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動	中型自動車第二種免許
許又は普通自動車第二種免許	
許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車第二種免	

り、運転することができる自動車等の種類その他自動車等を運転することについての条件が実質的に変 る条件を変更することによつても、 前号に掲げる場合のほか、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されてい 当該申請に係る免許以外の免許を受けていることその他の事情によ

三 法第九十一条の二第三項の規定による審査の結果、 ることが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る上で適当でないと認められるとき。 当該申請に係る免許に付されている条件を変更す

更されることとならないとき。

第三十三条の六の二中「とおり」を「理由」に改める。

第三十三条の七第一項第一号中「この条において」を削り、 同項第二号、第四号及び第五号中「日(」の

下に「当該日が」を加える。

第三十四条第五項を削り、 同条第四項中「ものは、 次の各号に掲げる者」を「経験は、 次に掲げる経験」

いう。)によつて、 に改め、 同項第一号中 法第八十五条第十一 「法第七十五条の八の二第一項 項の旅客用車 の牽引自動車 両 。 以 下 「旅客用車両」 (以下この項において という。)」 「牽引自動 を 「牽引自る 軍」と 動 車

によつて旅客用車 両 に改め、 「旅客用車両に」 の 下 に 「二年以上」を加え、 σ 期間が二年以上の者」を

削り、 同項第二号を削り、 同項第三号中 「牽引自動車を」の下に「二年以上」を加え、 「の期間が二年以上

の者」を削り、同号を同項第二号とし、 同項を同条第九項とし、 同条第三項中「ものは、次の各号に掲げる

者」 を 「経験は、 次に掲げる経験」に改め、 同項第一号中「法第八十五条第十一項の旅客自動車 (以下「」

及び「」という。)」を削り、 「旅客自動車に」 の下に「二年以上」を加え、 「の期間が二年以上の者」を

削り、 同項第二号を削り、 同項第三号中 」 を」 の 下 に 「二年以上」を加え、 $\overline{\mathcal{O}}$ 期間が二年以上の者」 を

削り、 同号を同項第二号とし、 同項を同条第六項とし、 同項の次に次の二項を加える。

7 旅客自 転免許の試験を受けるための政令で定める教習は、 は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上で牽引第二種免許以外の第二種運 法第九十六条第五項第一号の大型自動車免許、 動 車 の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところに 中型自動車免許、 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う 準中型自動車免許、 普通自動車免許又

ょ り指定 法第九十六条第五項第二号の十九歳から牽引第二種免許の試験を受けるための政令で定める教習は、 した課程により行うものとする。 法

8

第七十五条の八の二第一項に規定する牽引自動車 (以 下 「牽引自動車」という。) によつて法第八十五条

する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安 第十一項に規定する旅客用車両(以下「旅客用車両」という。)を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送

委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

第三十四条第二項中 「前項」を「第一項」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同項の次に次の二項を加え

4 法第九十六条第三項の政令で定める教習は、 中型自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安

る。

委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

5 令で定める教習は、 る旅客自動車 法第九十六条第五項第一号の十九歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の試験を受けるための政 (以下「旅客自動車」という。) 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定す の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国

家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

第三十四条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。 法第九十六条第二項の政令で定める教習は、 大型自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安

第三十四条に次の三項を加える。

10 は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上で牽引第二種免許の試験を受ける ための政令で定める教習は、 法第九十六条第五項第二号の大型自動車免許、 中型自動車免許、 準中型自動車免許、 普通自動車免許又

目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員

会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

11 法第九十六条第五項第一号及び第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

法第百二条の三に規定する基準該当若年運転者 (以下「基準該当若年運転者」という。) に該当した

ことがある者で、 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習 (以下「若年運転者講習」という。)を

終了していないもの(次号及び第三号に掲げる者を除く。)

法第百二条の三に規定する特例取得免許

(以下「特例取得免許」という。) の取消し

(法第百三条第

項第一号から第二号までのいずれかに係るものを除く。)を受けた者

三 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれ

かに係るものに限る。)を受けたため、特例取得免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのい

ずれかに係るものを除く。)を受けなかつた者

12 法第九十六条第六項の政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

準中型自動車免許を現に受けている者のうち、 法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四

条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車免許

の取消しを受けていないもの

普通自動車免許を現に受けている者のうち、法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四条

第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該普通自動車免許の取

消しを受けていないもの

三 特例取得免許を現に受けている者のうち、 法第百四条の二の四第六項において準用する法第百四条第

項 \mathcal{O} 通知を受けた者で法第百四条の二の四第一項、 第二項又は第四項の規定による当該特例取得免許

の取消しを受けていないもの

第三十四条の三第二項中「とおり」を「者」に改め、 同項中第五号を第九号とし、 第四号を第五号とし、

同号の次に次の三号を加える。

六 基準該当若年運転者で、 若年運転者講習の通知 (法第百八条の三の三の規定による通知をいう。

同じ。) を受ける前に免許証の更新を受けず、 又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算し

た期間 (若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない 理 由 があ

る者にあつては、 当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間) が通算して一月となる日までの間

に免許証の更新を受けなかつたため、 若年運転者講習を受けなかつたもの

七 定による特例取得免許の取消し て一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、法第百四条の二の四第一項又は第四 法第百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算し (同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、 同条第]項の規

項に係るものに限る。)を受けなかつたもの

八 条第二項に係るものに限る。)を受けなかつたもの 項の規定による特例取得免許の取消し 若年運転者講習を終了した後免許証 の更新を受けなかつたため、 (同条第四 頃の 規定による特例取得免許の 法第百四条の二の四第二項又は第四 取消しにあつては、 同

の二第五項」 第三十四条の三第二項中第三号を第四号とし、 を「同条第五項」に改め、 同号を同項第三号とし、 同項第二号中 「法第百一条第一項の」を削り、 同項第一号の次に次の一号を加える。 「法第百条

掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、 点数 法第百五条第一 (第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。 項の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為 以下同じ。) が別表第三の一の (当 該 般違反行為に係る累積 表の 免許取消歴等 第 欄に

保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同)又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為(免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項

第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。)をした者

係るものに限る。 四号を第五号とし、 第三十四条の三第三項中「もの」を「理由」に改め、 以下この項において同じ。)」を削り、 第三号を第四号とし、 同項第二号中 同条第四項中 同号を同項第三号とし、 (同条第一項第一号から第二号までのいずれかに 「とおり」を「者」に改め、 同項第一号の次に次の 同項中第

かに係るものに限る。以下この項において同じ。)を受けた後に一般違反行為又は別表第四第二号若し 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し (同条第一項第一号から第二号までのいずれ 号を加える。

第三十四条の三第四項に次の三号を加える。

くは第三号に掲げる行為をした者

六 による免許の取消しを受け、 基準該当若年運転者で、 若年運転者講習の通知を受ける前に法第百三条第一項若しくは第四 又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間 (若年運転 項の規定

当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月となる日までの間に法第百三条第一 者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、 項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七 四条 免許の取消しにあつては、 て一月を超えた日以後に法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため、 法第百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、 の二の四第 項又は第四項の規定による特例取得免許 同条第一 項に係るものに限る。)を受けなかつたもの \mathcal{O} 取 消し (同条第四 前号に規定する期間 項 の規定による特例取得 が 法第百 通 算し

八 例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。)を受けなかつたもの 法第百四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し(同条第四項の規定による特 若年運転者講習を終了した後法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため、

第三十四条の三中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 に定める日前三年間において基準違反行為 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、 (同項第三号イに規定する運転技能検査等 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 (以下「運転技能検 当該各号

査等」という。)の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検

査等を受けた日以前にしたものを除く。) をしたことがあることとする。

特定失効者 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証を更新前の免許証とした

場合における特定誕生日の百六十日前の日

特定取消処分者 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し (同条第一項第一号から第

一号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた日 (当該日が取り消された免許に係る免許証を更新

前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、 当該特定誕生日 の百六

十日前の日)

5 前項に規定する基準違反行為とは、法第九十七条の二第一項第三号イに規定する普通自動車等の運転に

関し行われた次に掲げる行為をいう。

法第七条 (信号機の信号等に従う義務) の規定に違反する行為

法第十七条 (通行区分) 第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

三 法第二十条(車両通行帯)の規定に違反する行為

五. 法第二十二条 (最高速度) 第一項の規定に違反する行為

六 法第二十五条の二(横断等の禁止) の規定に違反する行為

七 法第三十三条 (踏切の通過) 第一 項又は第二項の規定に違反する行為

九 法第三十五条の二(環状交差点における左折等) の規定に違反する行為 八

法第三十四条

(左折又は右折)

第一項、

第二項又は第四

項の規定に違反する行為

+

法第三十六条(交差点における他の車

両等との関係等)

の規定に違反する行為

+ 法第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

<u>+</u> 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

法第三十八条 (横断歩道等における歩行者等の優先) の規定に違反する行為

十四四 法第三十八条の二 (横断歩道のない交差点における歩行者の優先) の規定に違反する行為

十五 法第七十条 (安全運転の義務) の規定に違反する行為

十六 法第七十一条 (運転者の遵守事項) 第五号の五の規定に違反する行為 (別表第二の備考の二の16又

は23に規定する行為に該当するものに限る。)

第三十四条の四第一項中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第三項」に改める。

第三十四条の五中 「第九十七条の二第三項」を「第九十七条の二第四項」に改め、 同条第一号中「いずれ

か

を

「イからハまで」に、

「それぞれ次」を

「当該イからハまで」に改め、

同号口

中

「第九十七条の二第

項第三号に掲げる者に限る」 を「第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、 同号 *Ø* 規定により運 転

技能 検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が 同条第二項の内閣 院令で定める基準に該当するもの

除く。 次号ロにおいて同じ」に、 「同項第五号に掲げる者に限る」 を「同条第一項第五号に掲げる者に限

り、 同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定

める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ」に、 「自動車」を 「自動車等」に改め、 同条第二号

中 九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。)」及び 「いずれか」を「イからハまで」に、 「それぞれ次」を「当該イからハまで」に改め、 _ (同項第五号に掲げる者に限る。) 」 同号口中 を削り、 同

条第三号中 「いずれか」を「イからニまで」に、 「それぞれ次」 を 「当該イからニまで」に改める。

第三十七条の六中「とおり」を「者」に改め、 同条第一号中 「の更新期間」を「に規定する更新期間 次

果が 育」 第三号イ又はホの」に改め、「もの」の下に「に限る。)」を加え、 条において「更新期間」という。)」 を「に規定する運転免許取得者等教育」に、 ある課程 の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める」 に改め、 同条第二号中「講習で」を「講習(法第九十七条の二第一項 「法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効 同条第三号中「の運転免許取得者教 を 「同項

第三号イ又は

口に掲げる」

に改める。

で 第二号中 三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める」 育」に、 第三十七条の六の二中 を 「講習 「法第百一条第一項の」を削り、 「法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の (法第九十七条の二第一項第三号イの」 「とおり」 を 「者」 「の運転免許取得者教育」を「に規定する運転免許取得者等教 に改め、 に改め、 同条第一号中 を「同項第三号ロに掲げる」に改める。 もの」 「法第百一条第 の 下 に 「に限る。)」を加え、 一項の」 を削り、 「講習 同 条

三を第三十七条の六の四とし、 第三十七条の六の四中 「とおり」 第三十七条の六の二の次に次の一条を加える。 を 「理由」 に改め、 同条を第三十七条の六の五とし、 第三十七条の六の

(運転技能検査等の基準)

第三十七条の六の三 果が法第百一条の四第四項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受け 該各号に定める日前三年間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為 法第百一条の四第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当 (運転技能検査等の結

た日以前にしたものを除く。)をしたことがあることとする。

証 の更新を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 特定誕生日の百六十日前 \mathcal{O} 日

該 日が特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、 法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 特定誕生日の百六十日前の日) 当該更新の申請をする日

(当

第三十七条の七に次の一号を加える。

三 免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のい

ずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるとき(その者が法第百三条第一項第二号に該

当することとなつたと疑う理由があるときを除く。)。

第三十七条の八第二項第一号中「(第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。 以下同じ。)」 を

削り、 同条第三項中「第三十七条の六の四各号」を「第三十七条の六の五各号」に、 「もの」を「理由」に

改め、同条の次に次の三条を加える。

(特例取得免許から除かれる免許)

第三十七条の九 法第百二条の三の政令で定めるものは、第三十二条の七第一号に掲げる者に該当して受け

た大型自動車免許又は第三十二条の八第一号に掲げる者に該当して受けた中型自動車免許とする。

(若年運転者講習の受講の基準)

第三十七条の十 法第百二条の三の政令で定める基準は、 同条に規定する若年運転者期間 (以下「若年運転

者期間」という。)にした自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく

処分に違反する行為(以下この条において「若年違反行為」という。)が一般違反行為である場合

十八条第五項第一号イに該当する場合を除く。)において、次のいずれかに該当することとなることとす

る。

当該若年違反行為及び当該若年違反行為をする前においてした若年違反行為 (特例取得免許を受けて

いた期間 (免許の効力が停止されていた期間を除く。) が通算して一年となつたことがあり、 かつ、 当

該期間 の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない場合にあつては、 当

該期間前の若年違反行為を除く。以下この条において「先行若年違反行為」という。)のそれぞれにつ

いて別表第二に定めるところにより付した点数の合計(以下この条において「若年違反合計点数」とい

う。)が三点以上(当該若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点である

ことによつて三点となる場合を除く。)であつて、当該若年違反行為の直近の先行若年違反行為に係る

若年違反合計点数が二点以下であり、又は先行若年違反行為をしたことがないこと。

若年違反合計点数が四点以上であつて、先行若年違反行為の回数が一回であり、 かつ、当該先行若年

違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であること。

(若年運転者講習の受講期間の特例)

第三十七条の十一 法第百二条の三の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 海外旅行をしていること。

二 災害を受けていること。

三 病気にかかり、又は負傷していること。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五. 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六 免許の効力が停止されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第三十九条第一項中 「第百四条の二の二第六項」の下に「、第百四条の二の四第六項」を加える。

第三十九条の二第二項第二号イ中 「認知機能検査」 を 「法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知

機能検査等」 に改め、 同号ハ中 「第三項」を 「第四項」 に改める。

第三十九条の二の五第一項第三号中「ついて法第百条の二第一項の」を「ついて、」に、 (同項各号の

いずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。)」を「に該当している者、 基準該当若年運

転者に該当している者(特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当するこ

ととなつた時点において二十歳に達している者を除く。) 又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例

取得免許の取消しの基準」に改め、 同条を第三十九条の二の六とする。

第三十九条の二の四 の前の見出しを削 ŋ 同条を第三十九条の二の五とし、 同条の前に見出しとして

「(運転経歴証明書の交付)」を付する。

号」に改め、 第三十九条の二の三第四号中「法第百条の二第一項の」を削り、 「除く」の下に「。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ」を加え、 「同項各号」を「法第百条の二第一項各 同条に次の一号

を加える。

五. 者にあつては、 転者講習を終了した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。)に該当していること 又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。 当該申請に係る免許 特例取得免許である中型自動車免許を除く。)について、 (基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している 基準該当若年運転者 (若年運

九条の二の次に次の一条を加える。 第三十九条の二の三を第三十九条の二の四とし、第三十九条の二の二を第三十九条の二の三とし、第三十

(若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準)

第三十九条の二の二 運転 者期間 が経過することとなるまでの間にした自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定 法第百四条の二の四第二項の政令で定める基準は、 若年運転者講習を終了した後若年

又は法の規定に基づく処分に違反する行為

(以下この条において「講習後若年違反行為」という。)が一

般違反行為である場合(第三十八条第五項第一号イに該当する場合を除く。)において、次のいずれかに

該当することとなることとする。

行為」という。)のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計(以下この条に 場合にあつては、 講習後若年違反行為の直近の先行講習後若年違反行為に係る講習後若年違反合計点数が二点以下であ に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。)であつて、 おいて「講習後若年違反合計点数」という。)が三点以上(当該講習後若年違反行為について別表第二 とがあり、 例取得免許を受けていた期間 当該講習後若年違反行為及び当該講習後若年違反行為をする前においてした講習後若年違反行為 カュ つ、 当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない 当該期間前の講習後若年違反行為を除く。 (免許の効力が停止されていた期間を除く。) が通算して一年となつたこ 以下この条において 「先行講習後若年違反

当該先行講習後若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であること。 講習後若年違反合計点数が四点以上であつて、先行講習後若年違反行為の回数が一回であり、 かつ、

り、

又は先行講習後若年違反行為をしたことがないこと。

第三十九条の四中「とおり」を「国又は地域」 に改め、 同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、

号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

四号中 三項」に改め、 第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十二号とし、 第四十条の三中「とおり」を 「第百七条の四第一項前段」 同条第四号中 「付加」を「付与」に改め、 「事務」に改め、 を 「第百七条の四第一項」 同条第一号中「第八十九条第三項前段」を「第八十九条第 同条中第二十五号を第二十七号とし、同条第二十 に改め、 同号を同条第二十六号とし、 同号の次に次 同条中

二十三 法第百四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し並びに同条第 の規定による参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事 六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取り及び証拠の受取り並びに同条第三項 務

の <u>-</u>

号を加える。

第七項ただし書」を「第四項まで」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、 号を第二十号とし、 第四十条の三第二十号中 第十八号を第十九号とし、 「第四項前段」を 「第四項」に改め、 第十七号を第十八号とし、 同号を同条第二十一号とし、 同条第十六号中「第三項まで又は 同条中第十九 同

め、 め 規定による試 ら第十二号までを一号ずつ繰り下げ、 による免許証 条第十四号中 「及び同 同号を同条第十号とし、 同号を同条第八号とし、 条第二項又は第三項」 験の の更新の拒否」を加え、 「判定」の下に「、 部 の免除 の拒否及び 同条第六号中 同条中第八号を第九号とし、 を 同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の 同号を同条第十五号とし、 同号イ又はハの規定による運転 同条第九号中 同条第三項又は第四項」 「第九 十七条の二第 「第百条の三第二項前段」 同条第七号中 同条中第十三号を第十四号とし、 に、 項第三号イ」 技 運転 能検 運 査 免許試験」 を 転 の結果の の 下 に 免許試 「第百条の三第二項」 験」 を 判定、 「又は 試 を . 験 口 同 試 · 条第 1 を 験 第十号か 加え、 改 に改 に改 規定 項の

四号の次に次の一号を加える。 同号を同条第七号とし、 同条第五号中 「運転免許試験」 を 「試験」 に改め、 同号を同条第六号とし、 同条第

五. 法第九十一条の二第二項の規定による免許の条件の付与及び変更並びに同条第三項の規定による審査

に係る事務

第四十一条の二中「次に掲げるとおり」を「第三十七条の十一各号に掲げる理由」 に改め、 同条各号を削

第四十一条の三中「第百八条の三の四」を「第百八条の三の五」に改める。

第四十三条第一項の表認知機能検査手数料の項中「三百円」を「四百円」に、 「四百五十円」を「六百五

十円」に改め、同項の次に次のように加える。

							料	検査手数	運転技能
一条の四第二項又は第	第一項第三号イ、第百	習(法第九十七条の二	けている者に対する講	は第二種運転免許を受	外の第一種運	小型特殊自動車免許以 千六百五十円			
項又は第	イ、 第 百	七条の二	対する講	免許を受_	種運転免許又	車免許以 壬			— 千 五 十 円
						十六百五十円			
									二千五百円
						三千四百五十円			円

<i>(</i>)	 定	 百	 第	習	ゖ	<u></u> は	外	小	ŧ	<i>(</i>)	 定		
結果に	定により	百一条	第一項		ている	第二	の第	型特	\mathcal{O}	結	に	全	
に基づ	り 認 知	四第	界三号	那 九 十	る 者 に	種運転	種運	殊 自 動	を除く。)	に基づ	より認知	七第	
結果に基づいて行う	機能	の四第二項の規	項第三号イ又は第	(法第九十七条の二	けている者に対する講	は第二種運転免許を受	外の第一種運転免許又	小型特殊自動車免許以)	果に基づいて行う	機能検	百一条の七第四項の規	
11 う	検査	規	第	-	講	を受	T 又	以		1 <u>1</u> う	査	規	
に該	閣 府	を示い	るお	知機	ある	が 認	認知	千六					
に該当するものにあ	閣府令で定める基準	を示すものとして内	るおそれがあること	知機能が低下して	あることその他の	知症の	認知機能検査の結果	千六百五十円					
も の	める	とし	ある	下し	の他	おそ	査の						
にあ	基準	て内	<u>ا</u> ک	てい	元 の 認	おそれが	結果	(当 該					
準に	内 閣	とを	いる	認知機能	があ	果が認	該認	三千					
準に該当するも	内閣府令で定	とを示すものと	るおそり	機能が	があることその	知	該認知機能検査	三千四百五十円					
9 る *	で定め	りのレ	れがあ	が低下	とその	症のお	形 検 本	丑 十 田					

第四十三条第一項の表講習手数料の項中

			和 の エ c	^計 万 頁 中								
みを受けている者に対	小型特殊自動車免許の	る。)	いて行うものに限	機能検査の結果に基づ	四項の規定により認知	習(法第百一条の七第	けている者に対する講	は第二種運転免許を受	外の第一種運転免許又	小型特殊自動車免許以		ものに限る。)
	五百五十円									千四百円	円)	つては、千八百五十 あつては、
	千七百円									四千四百円	円)	あつては、六千

又は第百一条の四第二	条の二第一項第三号イ	する講習(法第九十七	みを受けている者に対	小型特殊自動車免許の	√°)	いて行うものを除	機能検査の結果に基づ	四項の規定により認知	項又は第百一条の七第	イ、第百一条の四第二	条の二第一項第三号	する講習(法第九十七
機能が低下している	ることその他の認知	認知症のおそれがあ	知機能検査の結果が	五百五十円(当該認								
能が低下してい	ことその他の認	知症のおそれが	機能検査の結果	千七百円(当該								

		限る。)
		に基づいて行うものに
		り認知機能検査の結果
		の七第四項の規定によ
		する講習(法第百一条
		みを受けている者に対
二千円	三百五十円	小型特殊自動車免許の
は、三千七百	ては、七百五十円)	
当するものにあ	該当するものにあつ	
令で定める基準	府令で定める基準に	て行うものに限る。)
すものとして内	示すものとして内閣	能検査の結果に基づい
それがあること	おそれがあることを それがあること	項の規定により認知機

										_
の適用を受ける者を除	一条の四第三項の規定	掲げる者並びに法第百	一項第三号イ及びハに	(法第九十七条の二第	う。)を受けている者	車対応免許」とい	表において「普通自動	車対応免許(以下この	項に規定する普通自動	法第七十一条の五第三
										田十年十二
										四千四百円

											を	
を受けている者に対す	応免許以外のもののみ	であつて普通自動車対	しくは第二種運転免許	又は第一種運転免許若	を受ける者に限る。)	四第三項の規定の適用	る者又は法第百一条の	号イ若しくはハに掲げ	十七条の二第一項第三	受けている者(法第九	普通自動車対応免許を	く。)に対する講習
											六百五十円	
											二千二百五十円	

に、

法第百八条

る講習

_

項第十五号に掲げる講習 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 本年運転者 大百五十円 上のめる。 法第百八条 大百五十円 上のめる。 大三百五十円 上のめる。 大字三八条 大字二八条 大字二八条	「					
講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について に改める。	講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について に改める。		_		五百五十円	
講習一時間について 講習一時間について 千三百五十円 千四百五十円 千四百五十円 千四百五十円 を	講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について を 千四百五十円 を である。		(d)	講習一時間について		項第十五号に掲げる講習
講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について 講習一時間について を	講習一時間について 講習一時間について		こ女 う 。	千三百五十円	九百円	
 	五百五十円 ・			講習一時間について	時間について	
講習一時間について講習一時間について	講習一時間について講習一時間について	法第百八条の二第一		千四百五十四	五百五十円	
若年運転者	若年運転者持			講習一	講習	の二第一項第十四号に掲げ
		若年運転者#				

る。

第四十三条の二中「第百八条の三の五」を「第百八条の三の六」に改める。

別表第二中「第三十三条の二の三」の下に「、第三十四条の三」を、 「第三十七条の八」 の下に、、

第三

十七条の十、 第三十九条の二の二」 を加え、 同表の備考の二の63中「第九十一条」の下に「若しくは第九十

一条の二第二項」を加える。

別表第三中「 (第三十三条の二」 の下に「、第三十四条の三」を加える。

附則

(施行期日)

第一 条 この政令は、 道路交通法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日 (令和四年

五月十三日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第三十九条の四の改正規定は、 公布の日

から施行する。

(第二種運転免許の試験の受験資格の特例に関する経過措置)

この政令の施行の際現にこの政令による改正前の道路交通法施行令(以下「旧令」という。) 第三

なす。この政令の施行の際現に旧令第三十四条第三項第二号に規定する教習を受けている者であって施行 十四条第三項第二号に掲げる者に該当している者は、 いう。)第九十六条第五項第一号の適用については、同号に規定する政令で定める経験を有するものとみ 改正法による改正後の道路交通法 (以下「新法」と

日以後に同号に掲げる者に該当することとなったものについても、

同様とする。

2 行 第五項第二号の適用については、 る者に該当することとなったものについても、 の際現に旧令第三十四条第四項第二号に規定する教習を受けている者であって施行日以後に同号に掲げ この政令の施行 の際現に旧令第三十四条第四項第二号に掲げる者に該当している者は、 同号に規定する政令で定める経験を有するものとみなす。 同様とする。 新法第九十六条 この政令の施

(試験の免除に関する経過措置)

第三条 適 用については、 この政令による改正 同条第二項第二号に規定する一般違反行為及び同号に規定する行為には、 後の道路交通法施行令第三十四条の三第二項第二号及び第六項第二号の規定の 施行日前にし

た当該一般違反行為及び当該行為は、

含まれないものとする。

(罰則等に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、 なお従前の例

による。

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、申請による免許の条件の付与等の基準、 第二種免許等の

受験資格の特例を受けるための教習、 運転技能検査等の基準等を定めるほか、 近年の道路交通をめぐる情勢

の変化に鑑み、 積載物の長さ及び幅の制限等を改める等の必要があるからである。